

受動喫煙防止対策実施状況調査

報 告 書

平成 27 年 2 月

新潟県福祉保健部

目 次

I	調査の概要	1
II	調査結果	7
III	調査票	29
IV	資料	35
	・受動喫煙防止対策について（健発 0225 第 2 号 平成 22 年 2 月 25 日 厚生労働省健康局長通知）	
	・禁煙・分煙宣言施設登録制度実施要領	

I 調査の概要

1 受動喫煙防止対策実施状況調査の概要

(1) 調査目的

健康増進法では、多数の者が利用する施設の管理者は受動喫煙を防止するために必要な措置を講じるよう努めることが義務付けられていることから、県内の官公庁、公共施設及び病院、学校等における受動喫煙防止対策の実施状況や今後の予定を把握し、健康にいがた 21 の施策である公共の場における禁煙・分煙の徹底の対策推進の基礎資料とする。

(2) 調査対象施設

公立施設（国・県・市町村立施設）、私立病院、私立児童福祉施設、私立社会福祉施設及び私立学校

施設番号	施設分類	対象施設
1	保健施設	市町村保健センター
2	医療機関	病院等
3	児童福祉施設	保育所、児童館等
4	文化施設 教育施設（学校除く）	文化会館、市民会館、公民館、図書館、美術館、博物館、資料館等
5	体育施設	体育館、体育施設の管理事務所等
6	社会福祉施設	老人福祉施設、身体障害者・知的障害者福祉施設 精神障害者社会復帰施設等
7	公衆浴場	日帰り温泉施設
8	学校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、 特別支援学校、大学、高等専門学校、専門学校等
9	官公庁	国の機関 県庁、県地域機関、警察施設、その他上記のいずれ にも該当しない県立施設（※） 市町村役所・役場、市町村支所・出張所

※ 次の施設は対象に含まれない。

- ・住宅用施設
- ・人の滞在を前提としない施設（倉庫など）
- ・屋外施設（ただし、屋外競技場や公園の管理事務所などは、調査対象に含まれる。）

(3) 調査方法

調査票を送付し、電子メール、FAX、郵送により回収。

(4) 調査内容

- ア 施設内における受動喫煙防止対策実施状況
- イ 今度の対策充実の予定
- ウ 受動喫煙防止対策に関する意見

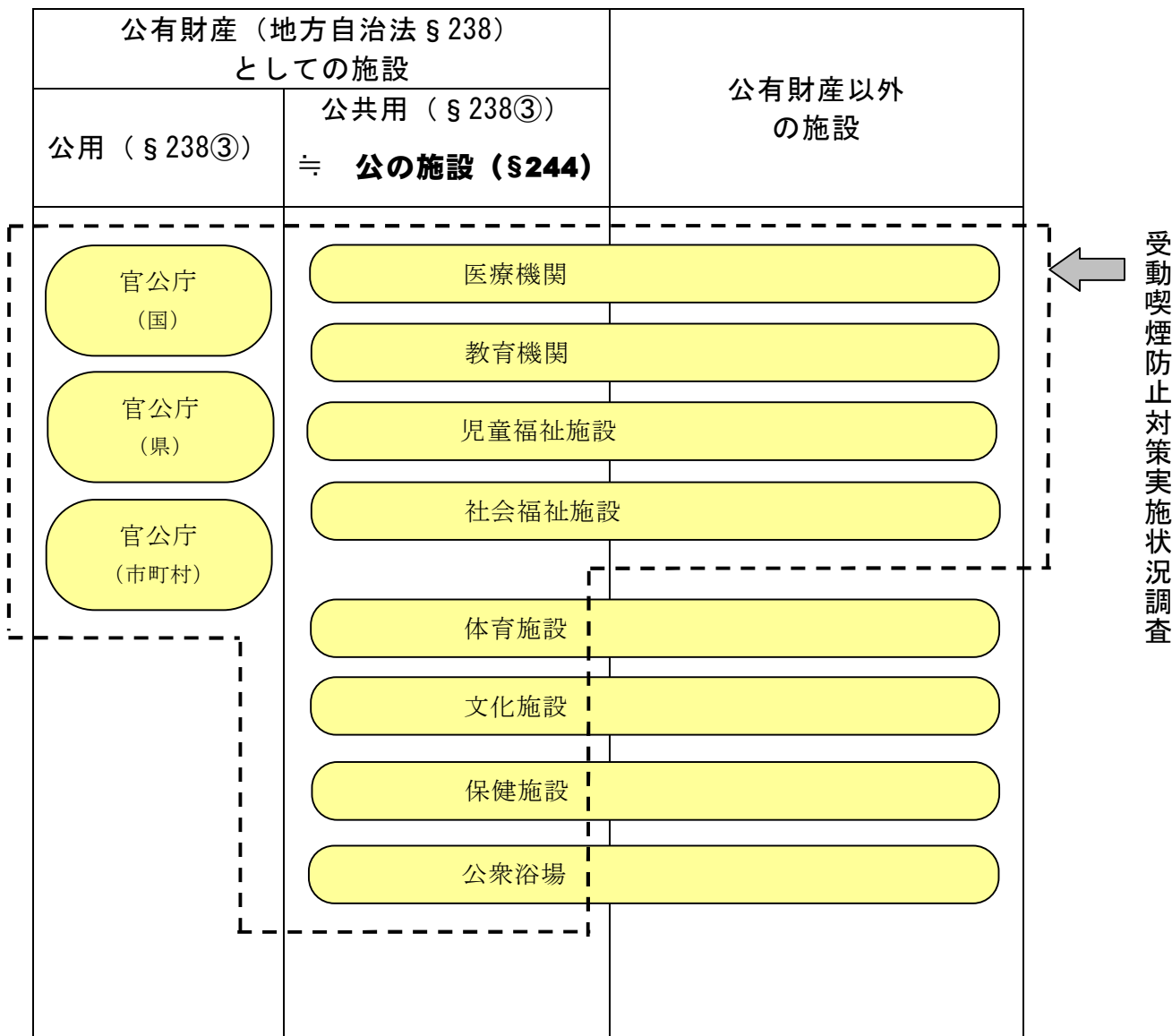
(5) 調査基準日

平成 26 年 1 月 1 日

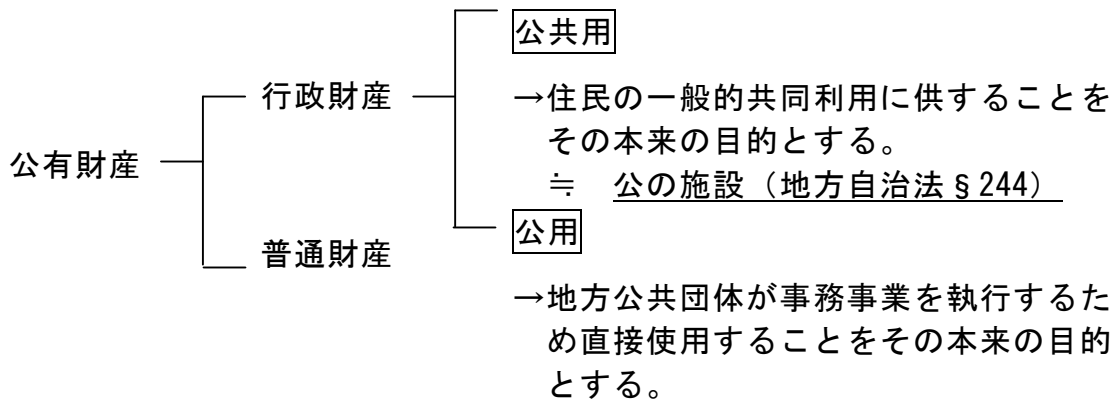
(6) 回収率

79.0% （配布数 4,966 件、回収数 3,925 件）

健康増進法第25条「多数の者が利用する施設」



<参考> 公有財産の区分



2 用語解説

【受動喫煙】

室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること。

喫煙者本人が吸い込む煙（主流煙）よりも喫煙者が持ったたばこの先から立ち上る煙（副流煙）の方が有害物質を多く含んでおり、それを周囲の人が吸い込むことによって健康に悪影響を及ぼすことが研究報告で指摘されている。

【敷地内禁煙】

施設及び施設が存する敷地内全てにおいて喫煙を禁止している状態。（本調査における敷地内禁煙の定義）

【施設内禁煙】

施設内全てにおいて喫煙を禁止している状態。（本調査における施設内禁煙の定義）

なお、屋上、ベランダ等屋外スペースは、施設内には含まれない。

【完全分煙】

次の3つの要件をすべて満たして分煙している状態。（本調査における完全分煙の定義）

- (1) 施設内に喫煙室を設置し、喫煙室内でのみ喫煙を許可している。（施設内のその他の場所では禁煙としている。）
- (2) 喫煙室において、たばこの煙を屋外に排出するために十分な排気風量（※）を有する排気装置（換気扇、天井排気装置）を設置している。
※ 十分な排気風量とは、喫煙室の出入り口において非喫煙場所から喫煙室へ向かう 0.2m/秒以上の空気の流れをつくるために必要な排気風量であり、具体的には、排気装置の排気風量（m³/分）がドアや入り口などの開口面積（m²）×0.2（m/s）×60（秒）よりも大きい状態をいう。
- (3) 喫煙室の出入り口において、新鮮な空気の取り入れができるよう配慮した開口面を設けている。

【不完全分煙】

天井から吊り下げた板等による壁、ついたて等によって区画された喫煙可能な区域（喫煙コーナー）等を設置して分煙している状態。（本調査における不完全分煙の定義）

なお、完全分煙の要件に満たない喫煙室を設けての分煙は、不完全分煙に含む。

【喫煙室】

独立した部屋又は独立した部屋でなくとも非喫煙場所と境界において出入り口以外は完全に仕切られており、たばこの煙を屋外に排出するために十分な排気風量を有する排気装置（換気扇、天井排気装置）を設置している区画。

【健康増進法】

国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善、その他健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とした法律。

平成14年8月策定、平成15年5月1日施行され、第25条に「受動喫煙の防止」を規定している。

「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」

【禁煙・分煙宣言施設登録制度】

多数の者が利用する施設の管理者に対し、受動喫煙による健康被害やそれを防止するために必要な知識を普及啓発するとともに、積極的に効果の高い措置に取り組む施設を登録して講評することにより、多数の者が利用する施設における受動喫煙防止対策を促進し、もって、喫煙による健康被害のない環境づくりを促進することを目的として平成16年度に定められた制度。